

社会福祉法人旭川光風会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川光風会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定並びに当法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 当法人の役員等の報酬については、原則として支給しないものとする。

2 第1項にかかわらず、非常勤理事長については、勤務実態に即して次のとおり報酬を支給することができる。ただし、役員の状態にあることのみによっては支給しない。

(1) 非常勤理事長に対し、月額10,000円を出勤日数に応じて、月毎に支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け次の法人業務を行う場合、費用弁償(交通費等)として、出席の当日に月額3,000円を支給する。ただし、施設長等の法人職員が役員等を兼務している場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合。

(2) 監事が監査を実施した場合。

(3) 評議員選任・解任委員会に出席した場合。

(4) その他必要な法人業務を行った場合。

(報酬の支給日)

第4条 第2条第2項の報酬の支給日は、月末締め翌月の給与規定に定める日と同日とする。

(報酬の変更)

第5条 第2条第2項の報酬の変更については、評議員会で決議する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。